

①の者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害者の級別に該当する障害を有するもの（以下この号において「重度身障者」という。）または同表の上欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害 聴覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による動機能 障害	上肢機能障害 移動機能障害
内部障害	心臓機能障害	1級、3級及び4級
	じん臓機能障害	1級、3級及び4級
	呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級、3級及び4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能障害	1級から4級までの各級
	肝臓機能障害	1級から4級までの各級